

公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第10号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 管理運営組織
 - 第1節 法人の役員等（第2条—第4条）
 - 第2節 大学運営組織（第5条—第9条）
- 第3章 教育研究組織
 - 第1節 学部等（第10条—第14条）
 - 第2節 大学院（第15条—第17条）
 - 第3節 附置研究所（第18条）
 - 第4節 附属施設（第19条・第20条）
- 第4章 その他の施設（第21条）
- 第5章 事務組織（第22条）
- 第6章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）および法人が設置する福井県立大学（以下「大学」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 管理運営組織

第1節 法人の役員等

（役員）

第2条 法人に、役員として、理事長、副理事長、理事および監事を置く。

（職員）

第3条 法人に、職員を置く。

（理事会等）

第4条 法人に、理事会、学長選考会議、経営審議会および教育研究審議会を置く。

第2節 大学運営組織

（大学の職員）

第5条 大学に、学長、副学長、事務局長、学生部長、学長補佐、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置き、法人の役員または職員をもって充てる。

2 学長は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条第3項に規定する職務を行う。

3 副学長および事務局長は、理事長の定めるところにより、学長の職務を助ける。

4 学生部長は、学長の命を受け、学生生活の向上を図るための支援および指導を行う。

5 学長補佐は、学長が指定する特定の事項の企画立案、調査および検討を行う。

6 教授、准教授、講師、助教および助手は、それぞれ学校教育法第92条第6項から第10項までに規定する職務を行う。

（副学長の区分）

第5条の2 副学長は次の各号に掲げる区分とする。

（1）副学長（総括）

（2）副学長（特定分野担当）

（副学長（総括））

第5条の3 副学長（総括）は、公立大学法人福井県立大学役員規程第7条第2項第1号の教育・研究担当の理事が同条第4項の規定に基づき兼務する。

- 2 副学長（総括）の任期は前条の兼務する理事の任期とする。
- 3 副学長（総括）は、大学運営の全般に渡って学長を助ける。
（副学長（特定分野担当））

第5条の4 副学長（特定分野担当）は、学長が本学職員のうちから指名し、理事長が任命する。

- 2 副学長（特定分野担当）の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 副学長（特定分野担当）は、学長が指定する特定の分野について学長を助ける。
（学長補佐）

第5条の5 学長補佐は、学長が本学職員のうちから指名し、理事長が任命する。

- 2 学長が特に必要と認める場合には、本学職員以外の者で識見を有する者を特任学長補佐に指名することができる。
- 3 学長補佐および特任学長補佐の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する学長の任期の末日を超えることはできない。
（部局長会議等）

第5条の6 大学に、教育研究その他運営に関する事項について、学内の組織相互間における情報共有、調整等を行うため、部局長会議を置く。

- 2 部局長会議の組織および運営については、別に規程で定める。
- 3 大学に、教育研究、学生支援その他運営に関する諸課題について、学内における情報共有、意見交換等を行うため、全学ミーティングを置く。
- 4 全学ミーティングは全職員を対象とし、学長が招集する。
（本部）

第6条 大学に、特定の業務を全学的に実施するため、本部を置く。

- 2 本部の組織および運営については、別に規程で定める。
（委員会）

第7条 大学に、教育研究審議会の方針に基づき、大学の教育および研究の推進ならびに学生および就職の支援等に関し、協議検討および調整を行うため、委員会を置く。

- 2 大学に、教育研究審議会の命を受け、特定の事項を協議検討するため、委員会を置くことができる。
- 3 前2項に規定する委員会の組織および運営については、別に規程で定める。
（専門委員会）

第8条 大学に、特定の専門的事項を審議するため、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織および運営については、別に規程で定める。
（特別顧問）

第9条 大学に、特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じ、提言または助言を行う。

第3章 教育研究組織

第1節 学部等

（学部等）

第10条 大学に、経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部および恐竜学部を置く。

- 2 学部に、学科を置く。
- 3 学部に置く学科は、別に規程で定める。
- 4 大学に、情報分野の教育研究および情報システムの企画・運用を行うための組織として、情報センターを置く。
- 5 大学に、本学の国際化ならびに学生の外国語教育、海外派遣等の国際交流および留学生の受入れ等を総合的に支援するための組織として、国際センターを置く。
- 6 大学に、地域連携および産学官連携による教育・研究の推進ならびに学生の県内定着を支援するための組織として、地域連携センターを置く。
- 7 大学に、各学部に通ずる教養教育の実施および県内他大学と連携した教育等を推進するための

組織として、共通教育センターを置く。

(学部長等)

第11条 各学部に、学部長を置く。

2 情報センター、国際センター、地域連携センターおよび共通教育センター（以下「各センター」には、それぞれの組織の名称を冠した長を置く。

3 学部長および各センターの長は、学長の命を受け、学部および各センター（以下「学部等」という。）を管理運営し、および学部等の業務に従事する教員を統括する。

(学科長)

第12条 学科に、学科長を置くことができる。

2 学科長は、学部長の職務を補佐し、学科の運営に関する校務を調整する。

(各センター等)

第12条の2 各センターの長は、学長が指名し、理事長が任命する。

2 各センターにそれぞれの組織の名称を冠した副センター長（以下「副センター長」という。）を置くことができる。

3 副センター長は、各センターの長の職務を補佐する。

4 副センター長は、あらかじめ学長が各センターの長と協議の上指名した教員または事務局職員とする。

5 各センターの長および副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(学部等教授会)

第13条 学部等に、教授会を置く。

2 教授会の組織および運営については、別に規程で定める。

(学部附属施設)

第14条 生物資源学部に、附属施設として、生物資源開発研究センターを置く。

2 海洋生物資源学部に、附属施設として、海洋生物資源臨海研究センターを置く。

3 恐竜学部に、附属施設として、恐竜学研究所を置く。

4 前各項で定める各センター等の組織および運営については、別に規程で定める。

第2節 大学院

(大学院)

第15条 大学に、大学院を置く。

2 大学院に、経済・経営学研究科、生物資源学研究科、看護福祉学研究科および健康生活科学研究科を置く。

3 研究科に、専攻を置く。

4 研究科に置く専攻は、別に規程で定める。

(研究科長および専攻主任)

第16条 研究科に、研究科長を置く。

2 各研究科長は、各学部長（ただし、生物資源学研究科長は、生物資源学部長または海洋生物資源学部長のうちから、別に定める方法により、学長が選考する者）が兼ねる。

3 研究科長は、学長の命を受け、当該研究科を管理運営し、および当該研究科の業務に従事する教員を統括する。

4 専攻に、専攻主任を置くことができる。

5 専攻主任は、あらかじめ学長が研究科長と協議の上指名した教員とする。

6 専攻主任は、研究科長の職務を補佐し、当該専攻の運営に関する校務を調整する。

(研究科教授会)

第17条 研究科に、教授会を置く。

2 教授会の組織および運営については、別に規程で定める。

第3節 附置研究所

(地域経済研究所)

- 第18条** 大学に、県内産業等の実態と課題を解明し、本県経済の活性化に貢献するため、地域経済研究所を置く。
- 2 地域経済研究所に、所長を置く。
 - 3 所長は、地域経済研究所に関する業務を掌理する。
 - 4 地域経済研究所の組織および運営については、別に規程で定める。

第4節 附属施設

(附属図書館)

- 第19条** 大学に、資料の提供等により大学における教育、研究および学習を支援するため、附属図書館を置く。
- 2 附属図書館に、館長を置く。
 - 3 館長は、附属図書館に関する業務を掌理する。
 - 4 附属図書館の組織および運営については、別に規程で定める。

第4章 その他の施設

(その他の施設)

- 第21条** 大学に、学生および職員の福利厚生を図るため、保健・学生相談センターその他の施設を置く。
- 2 前項の施設の組織および運営については、別に定める。

第5章 事務組織

(事務組織)

- 第22条** 法人経営および大学運営等に関する事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置く。
 - 3 事務局長は、事務局の事務を掌理する。
 - 4 事務局の組織および事務分掌については、別に規程で定める。

第6章 雑則

(委任)

- 第23条** この規程に定めるもののほか、法人および大学の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。